

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 14日

茨城県知事  
大井川 和彦殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田4番地  
氏 名 鹿島石油株式会社  
常務取締役 鹿島製油所長  
遠藤 文子



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0299-97-3104

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島石油株式会社 鹿島製油所
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田4番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	石油精製業
②事業の規模	平成16年7月1日より精製受託会社となり出荷額の提示は出来なくなりました。
③従業員数	515人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料-1参照。

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

平成11年3月、環境対策をより適切に行うため、ISO14001の認証を取得し、廃棄物対策に関する環境目的・目標を掲げ継続的な取り組みを実施してきている。

添付資料-2参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】						
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水前）	汚泥（脱水後）					
		排 出 量	4,695 t	470 t				
(これまでに実施した取組)								
② 計画	1. 脱水機による脱水を実施。（発生量 4695ton→470ton）又、発生元の排水処理施設で使用する凝集剤等の適正管理の実施							
	【目標】							
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水前）	汚泥（脱水後）					
		排 出 量	6,400 t	640 t				
(今後実施する予定の取組)								
1. 今後も脱水機の維持管理を行い、脱水機による廃棄物抑制を継続していく。								

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当社では、発生した廃棄物は可能な限り再資源化するために、添付資料-3の「廃棄物分別基準」にて教育をすると共に協力会社を含めた全所に配布し分別による再資源化を図っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記「廃棄物分別基準」を継続し、新規廃棄物発生時等に対応するため、常に見直しを図り、再資源化の推進を行っていく。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度( 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ※ 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ※ 実績なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 脱水機による発生汚泥の脱水		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 脱水機による発生汚泥の脱水を引き続き行う。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量 t t
(これまでに実施した取組) ※実績なし	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 t t
(今後実施する予定の取組) ※実績なし	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度実績】 別紙参照	
① 現状	産業廃棄物の種類
	全処理委託量
	優良認定処理業者への 処理委託量
	再生利用業者への 処理委託量
	認定熱回収業者への 処理委託量
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
(これまでに実施した取組) 2011年2月から電子マニフェストを導入し、2012年8月から電子化100%を 継続中である。	

②計画	【目標】 別紙参照					
	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への 処理委託量					
	再生利用業者への 処理委託量					
	認定熱回収業者への 処理委託量					
（今後実施する予定の取組） 2011年2月から電子マニフェストを導入して、2012年8月から100%電子化となり現在も100%を継続中である。今後、新規契約が発生した場合にも電子化への推進を図っていく。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第4面)

排出量 (単位:t)	総計	汚泥	廃油	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ばいじん	廃アルカリ	ガラス 陶磁器くず	木くず
令和 5年度実績	8890	6035	1825	270	115	4	506	0	36	100
令和 6年度計画	12159	9363	1665	129	90	10	840	0	22	40

【前年度令和5年度実績】

ton

①現状	廃棄物の種類	総計	汚泥	廃油	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ばいじん	廃アルカリ	ガラス 陶磁器くず	木くず
	全処理委託量	4,665	1,809	1,825	270	115	4	506	0	36	100
	優良認定所理業者への 処理委託量	2,853	1,378	1,391	82	0	2	0	0	0	0
	再生利用業者への処理 委託量	2,240	1,207	55	270	64	2	506	0	36	100
	認定熱回収業者への処理 委託量	1,263	135	1,128	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1,162	467	642	0	51	2	0	0	0	0

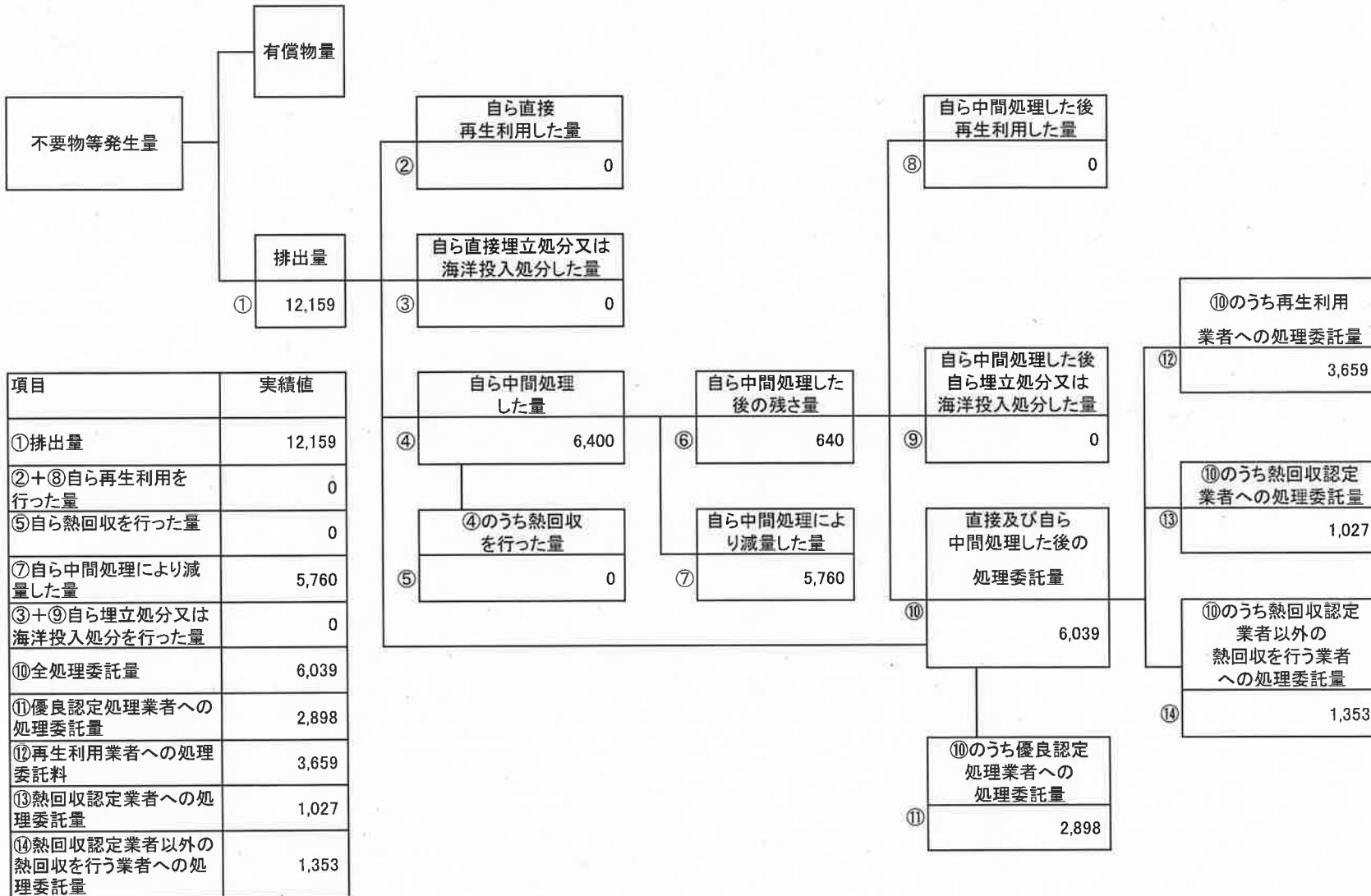
(第5面)

【令和6年度目標】

②計画	廃棄物の種類	総計	汚泥	廃油	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ばいじん	廃アルカリ	ガラス 陶磁器くず	木くず
	全処理委託量	6,039	3,243	1,665	129	90	10	840	0	22	40
	優良認定所理業者への 処理委託量		1,803	815	0	80	0	200	0	22	0
	再生利用業者への処理 委託量		2,618	0	129	10	10	840	0	22	40
	認定熱回収業者への処理 委託量		445	582	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		180	1,083	0	80	0	0	0	0	0

**計画**

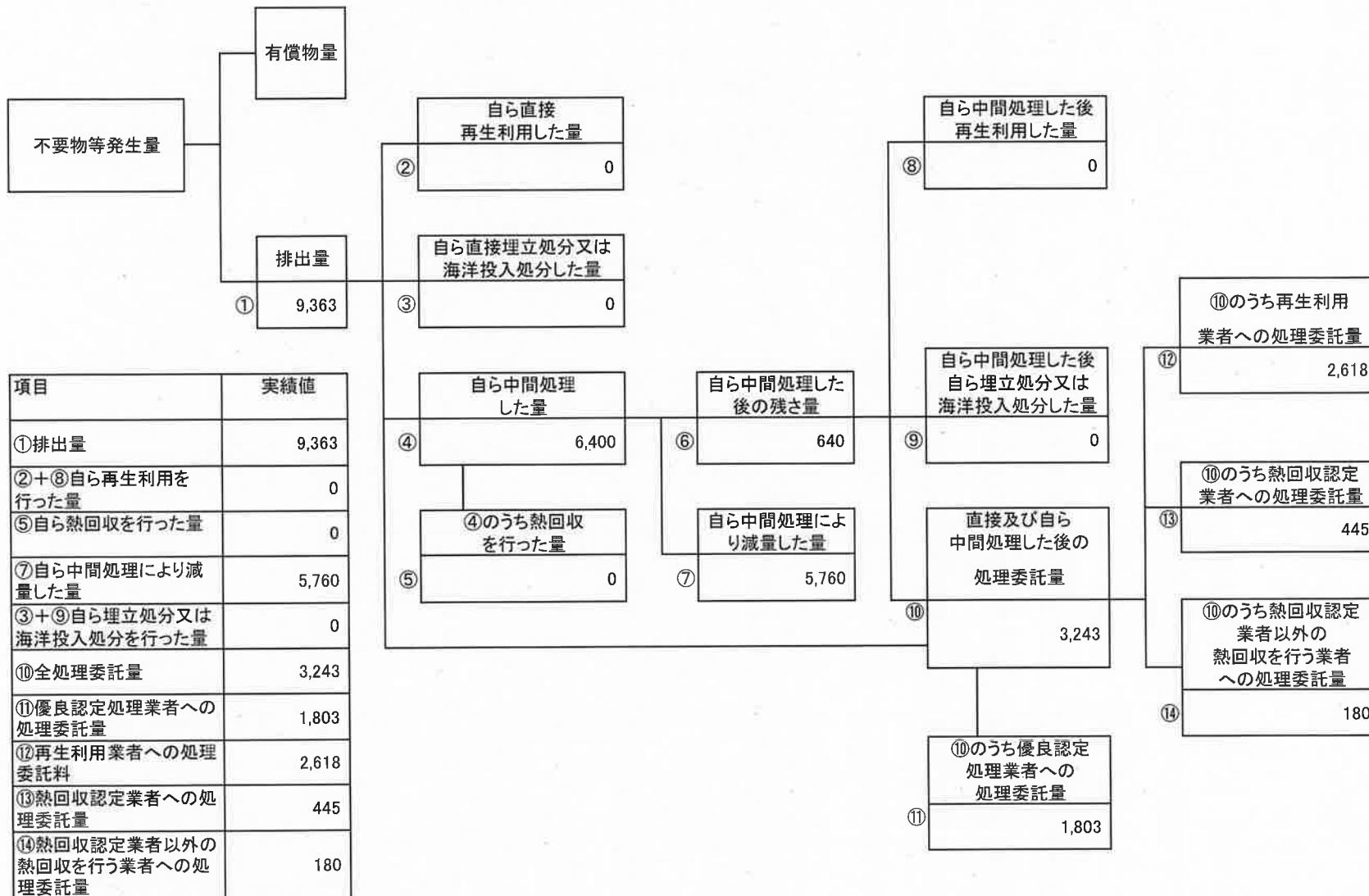
(産業廃棄物の種類：総括表)



**計画**

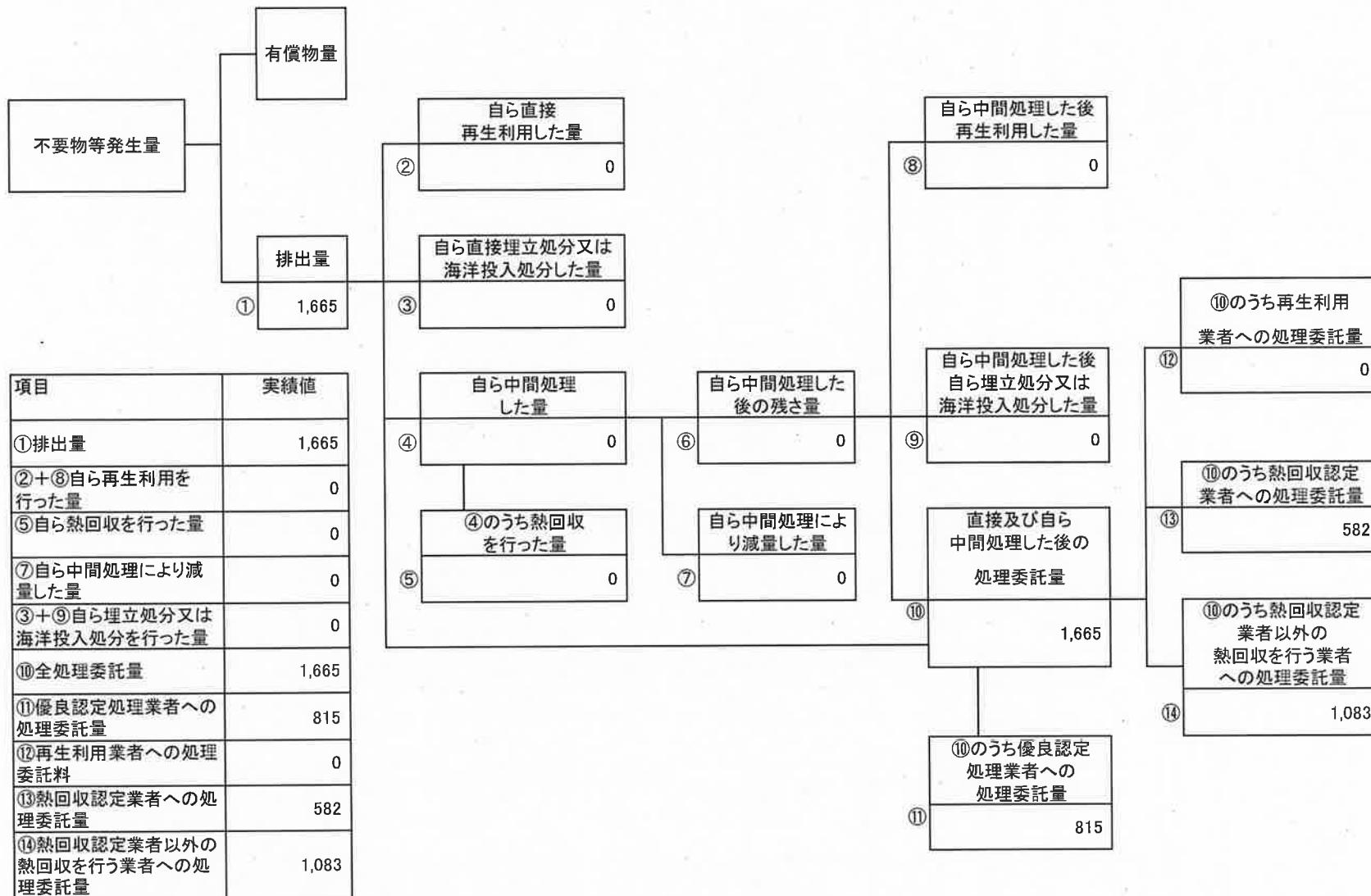
(産業廃棄物の種類：汚泥)

)



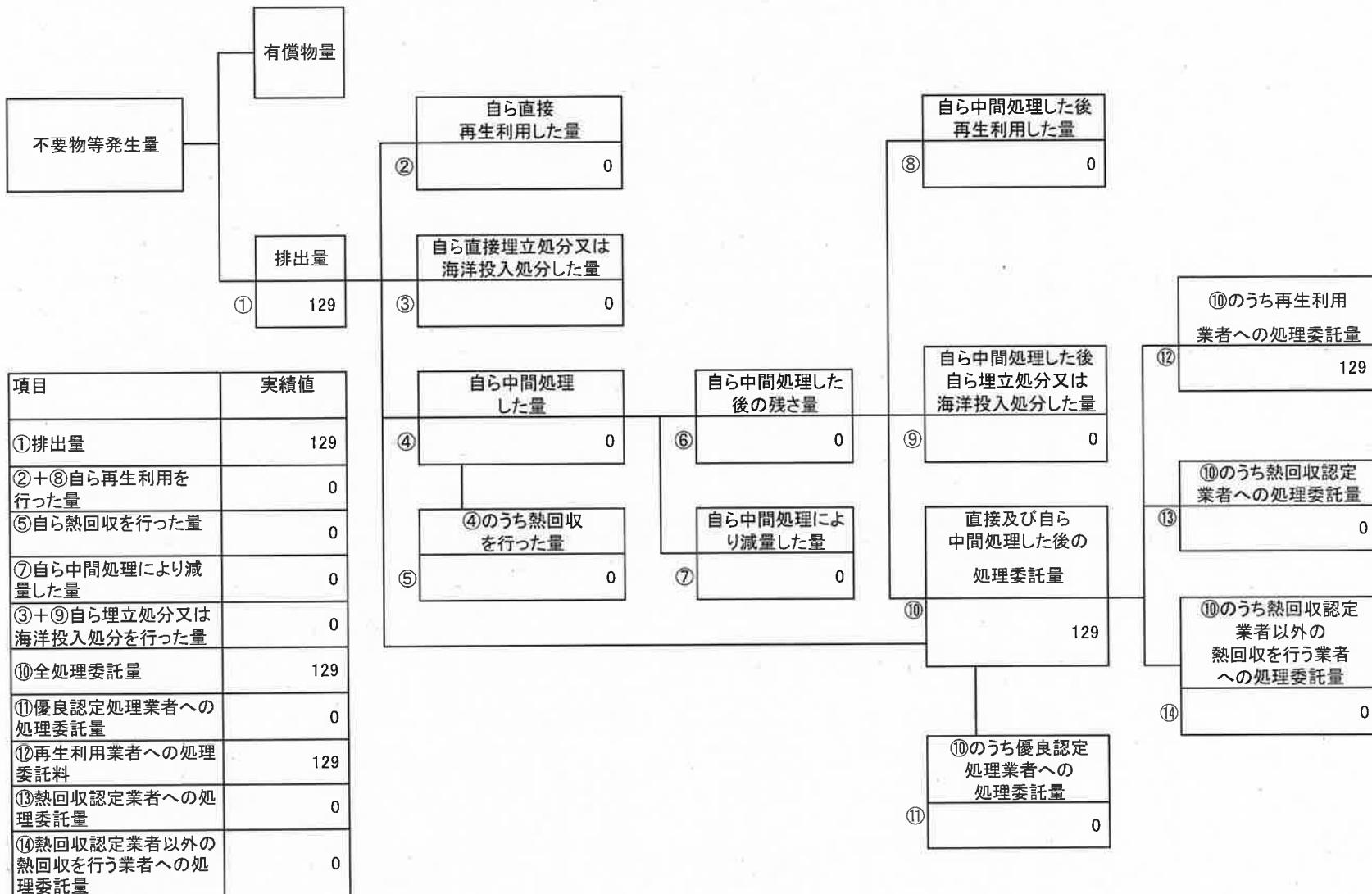
**計画**

(産業廃棄物の種類：廃油)



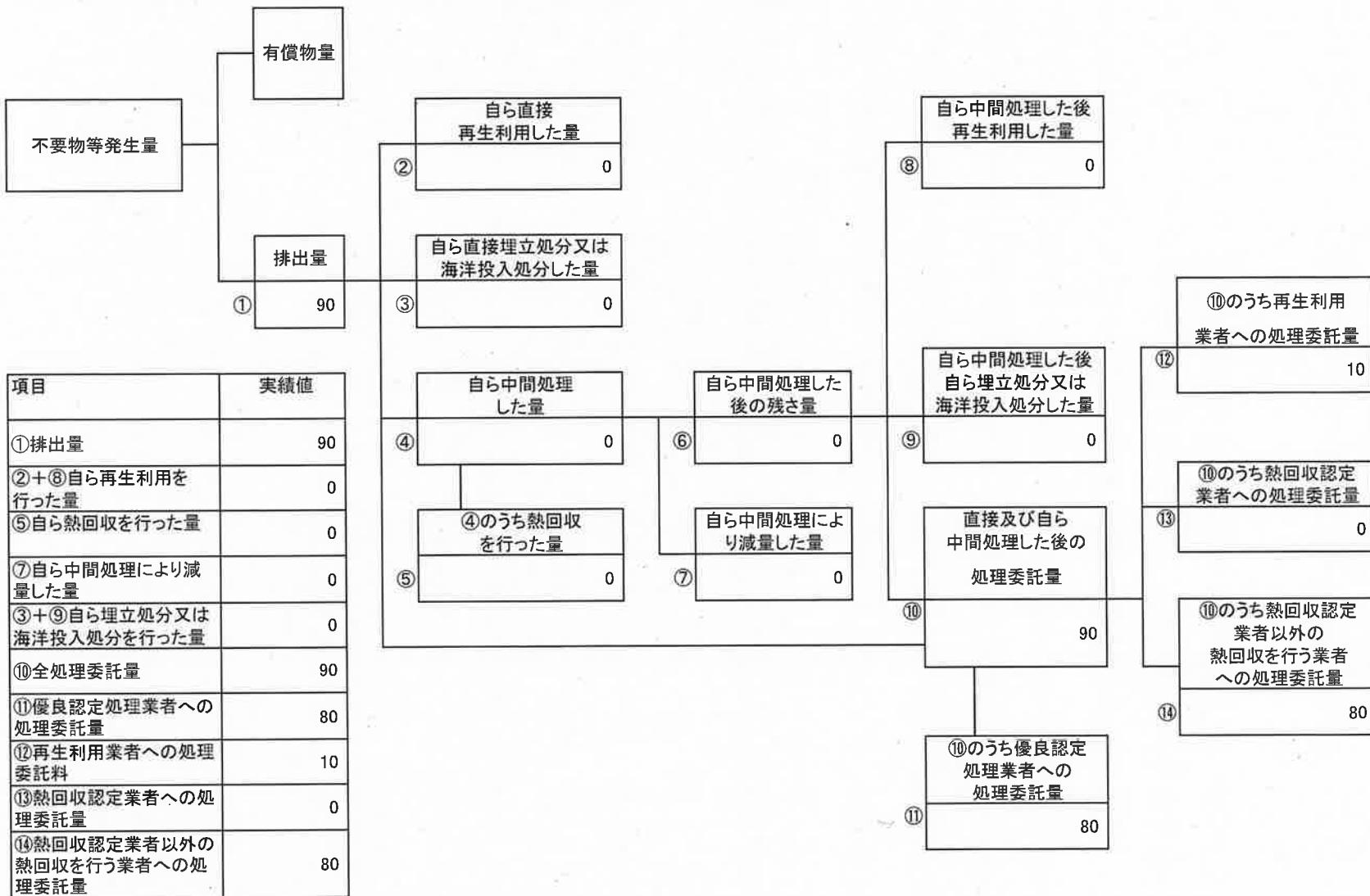
**計画**

(産業廃棄物の種類：がれき類)



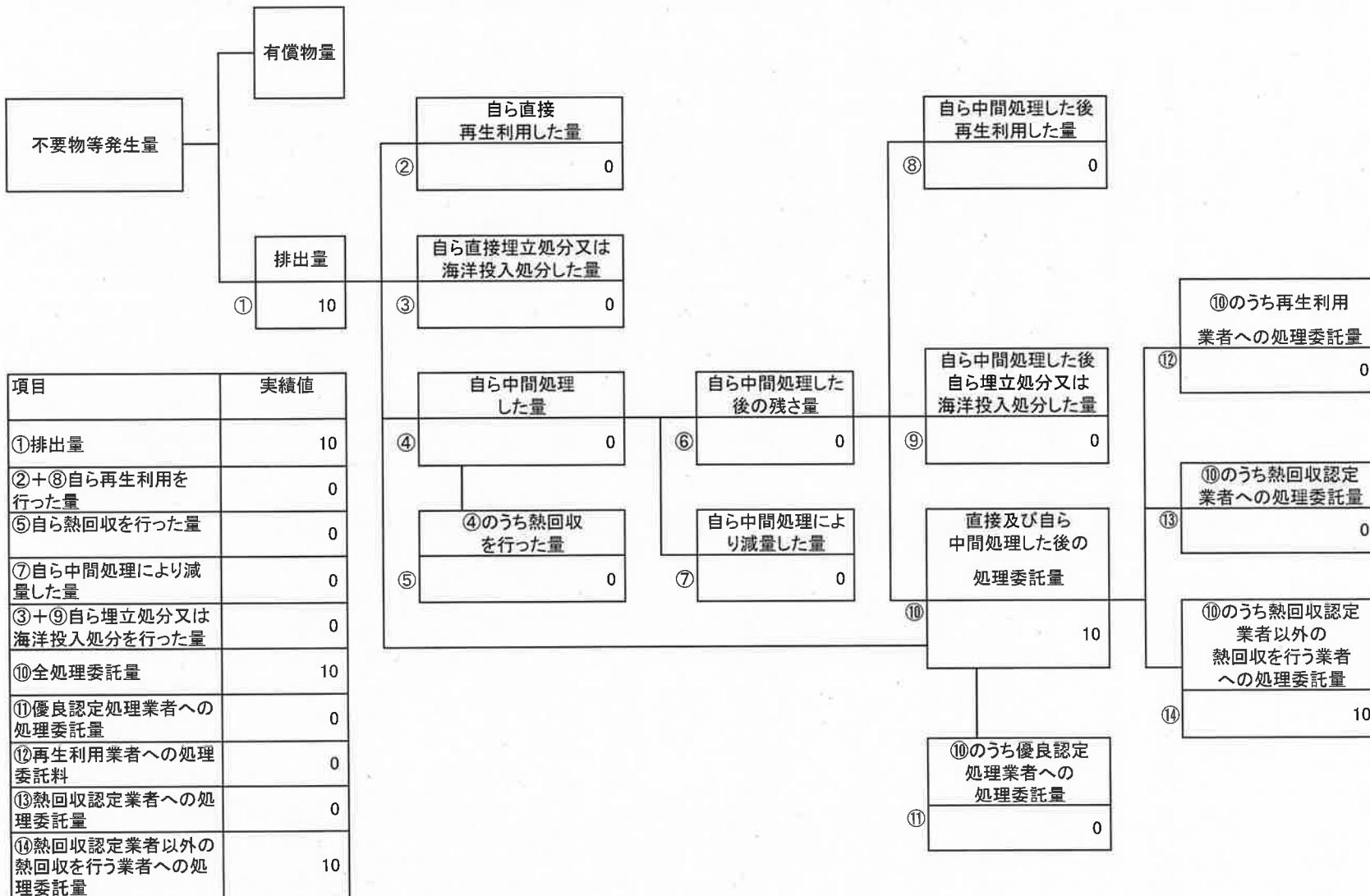
**計画**

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)



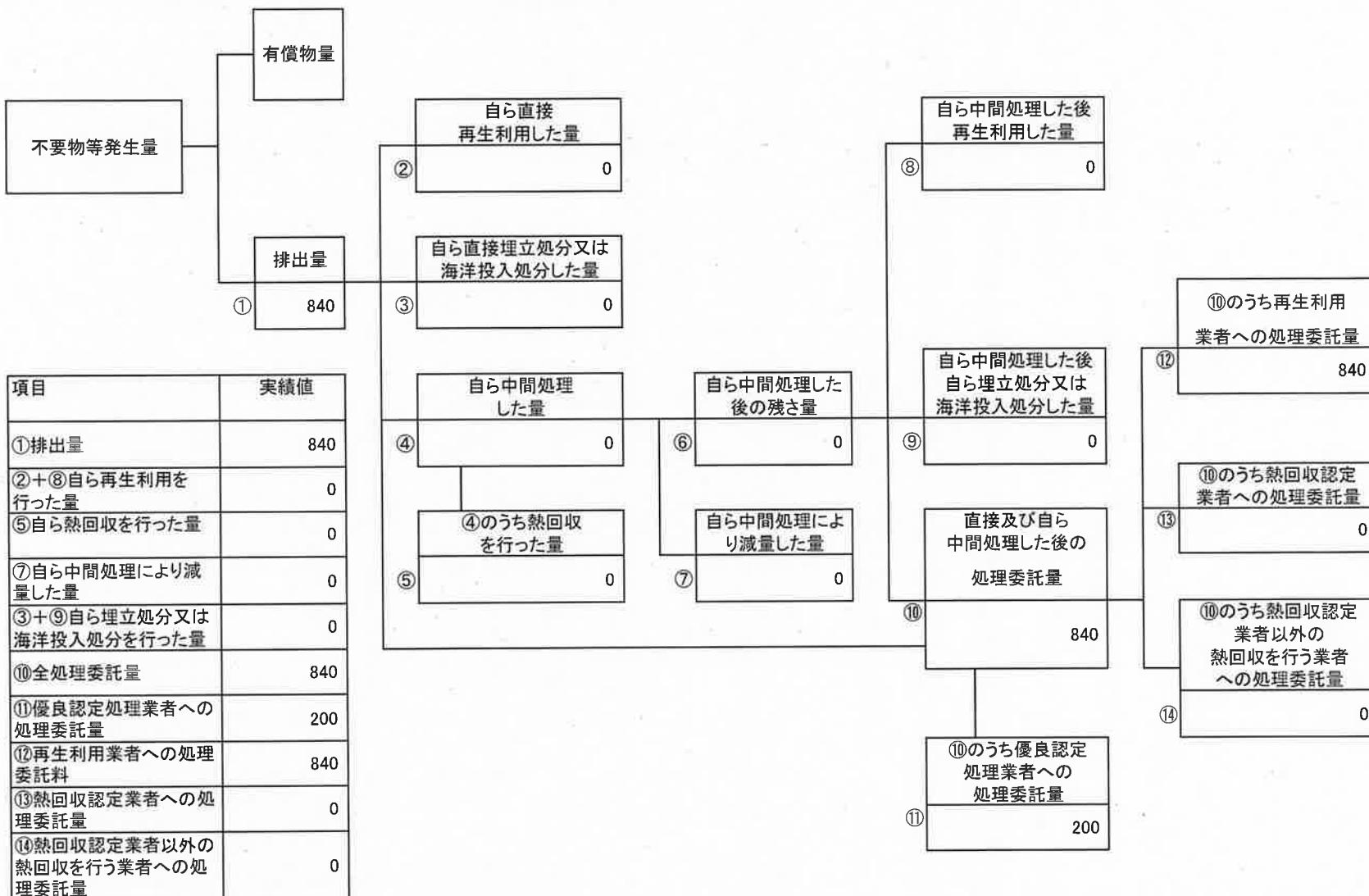
**計画**

(産業廃棄物の種類：金属くず)



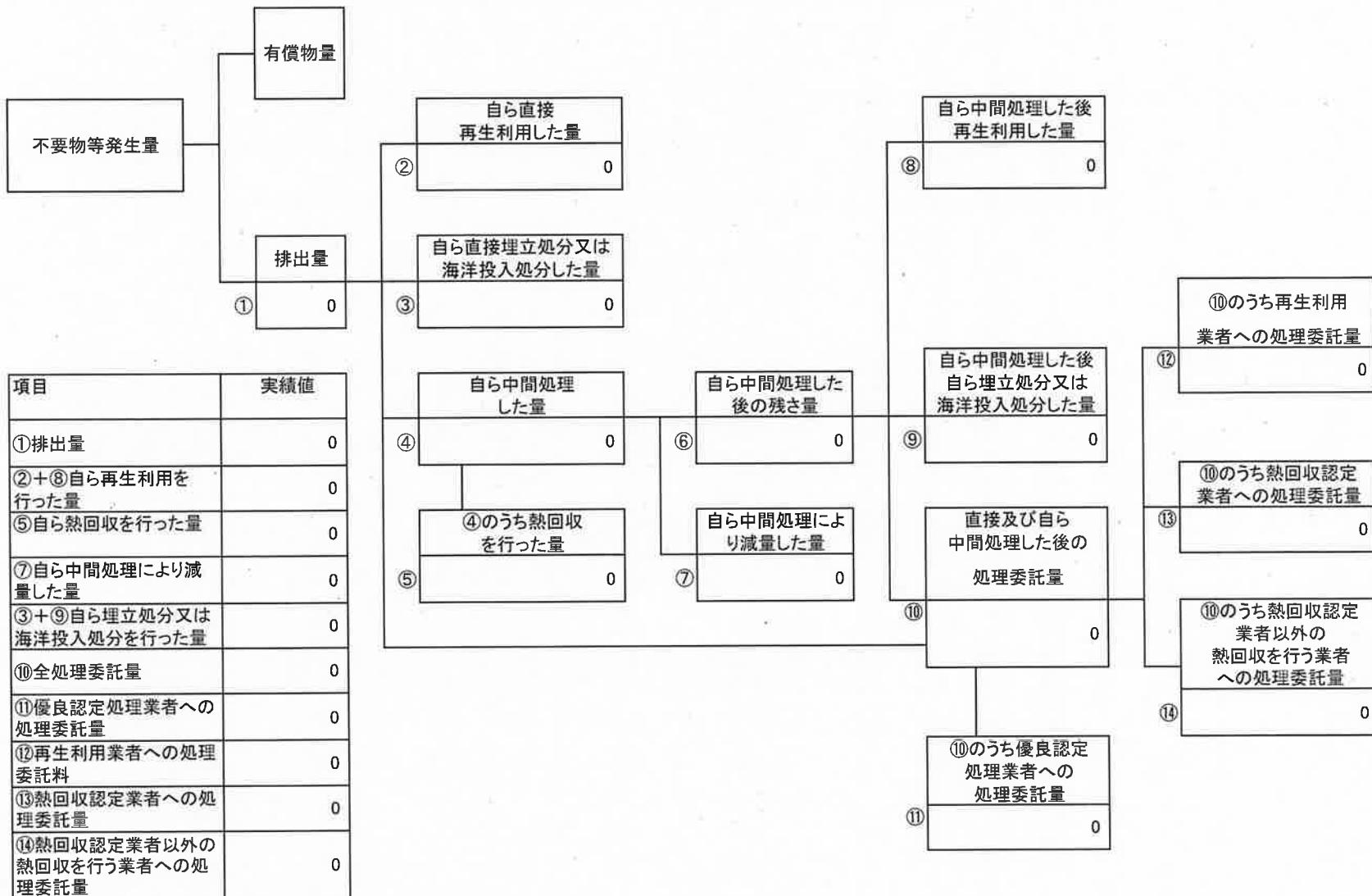
**計画**

(産業廃棄物の種類：ばいじん)



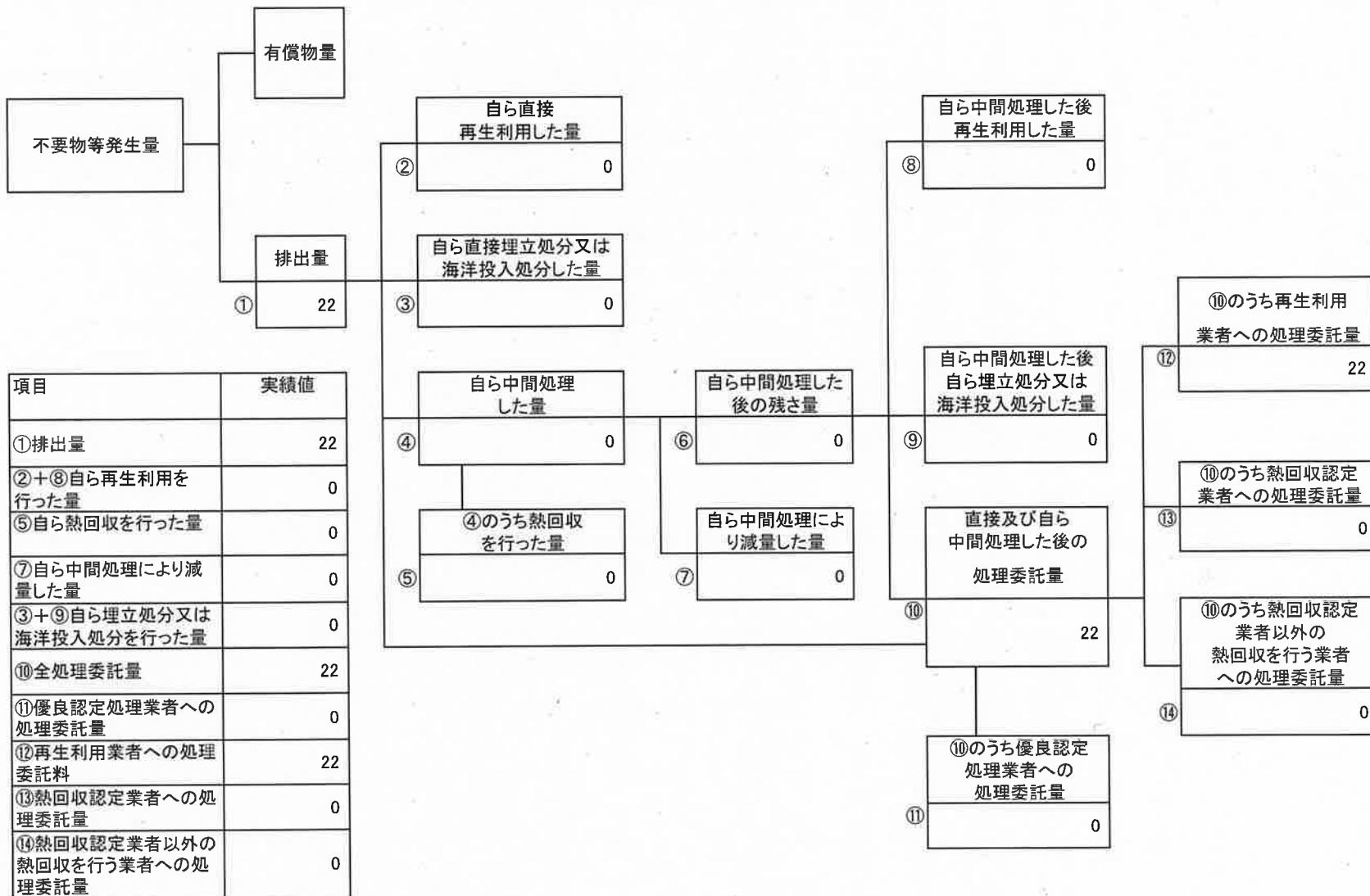
**計画**

(産業廃棄物の種類：廃アルカリ)



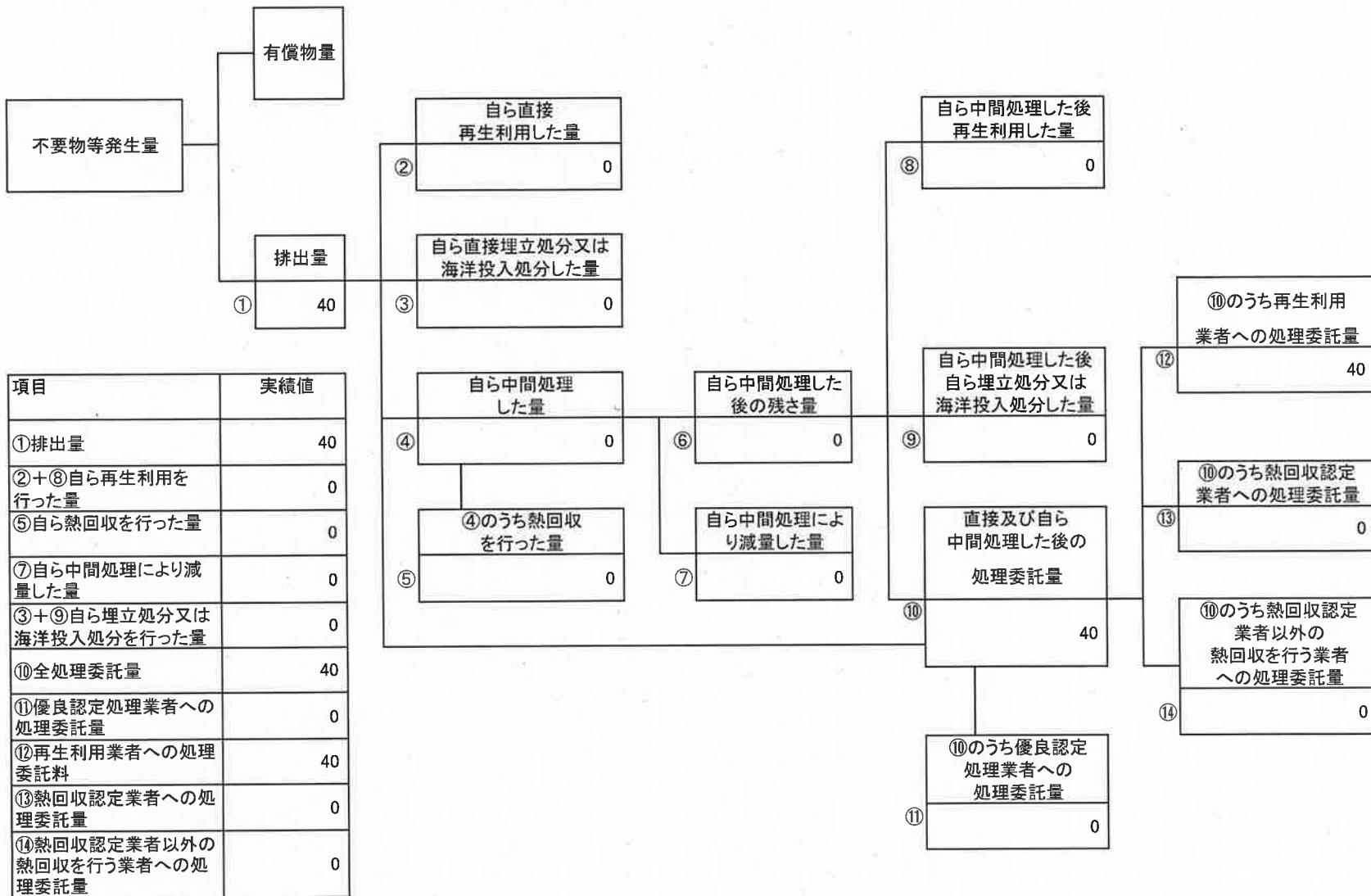
**計画**

(産業廃棄物の種類：ガラス・陶磁器くず)

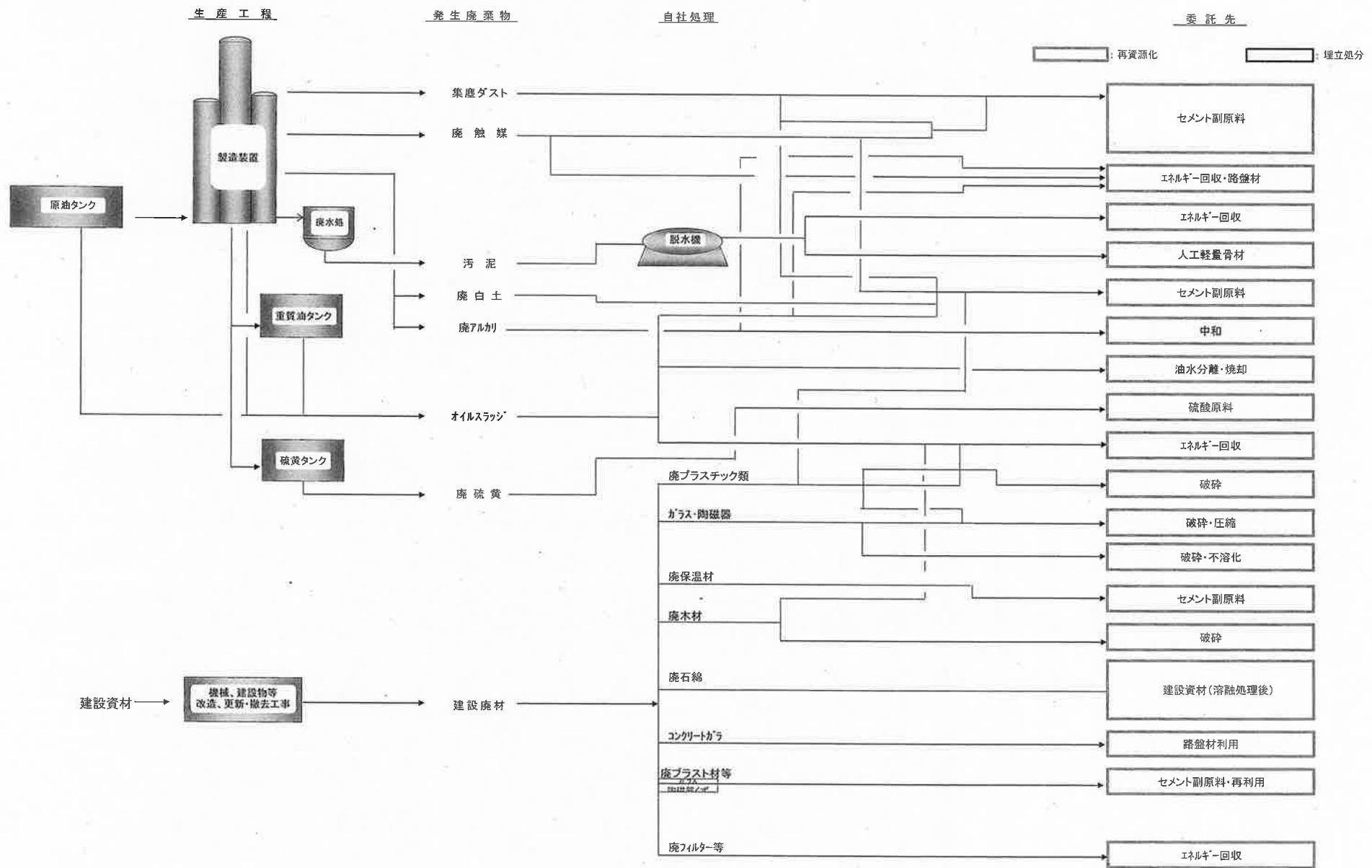


**計画**

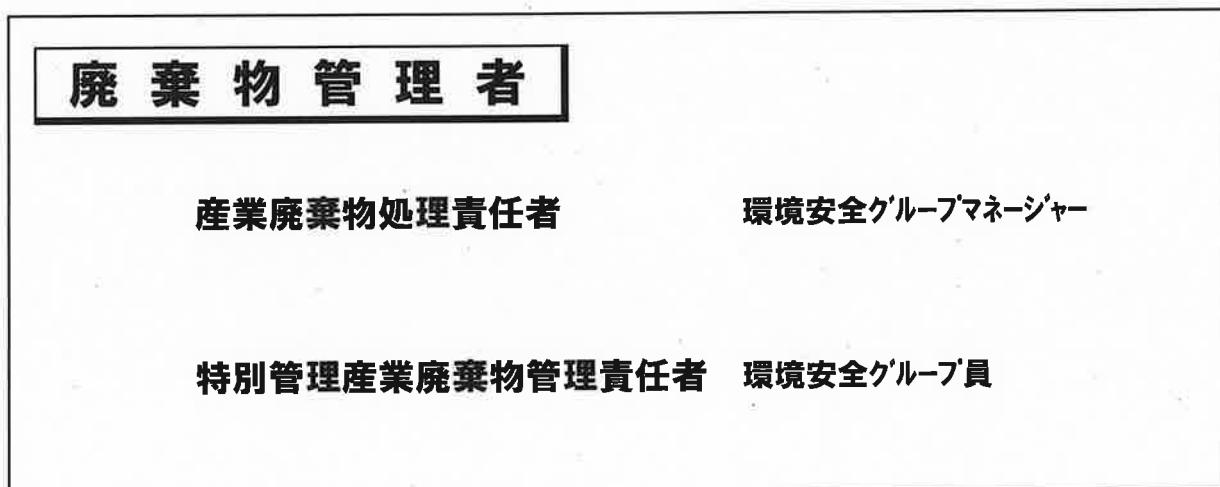
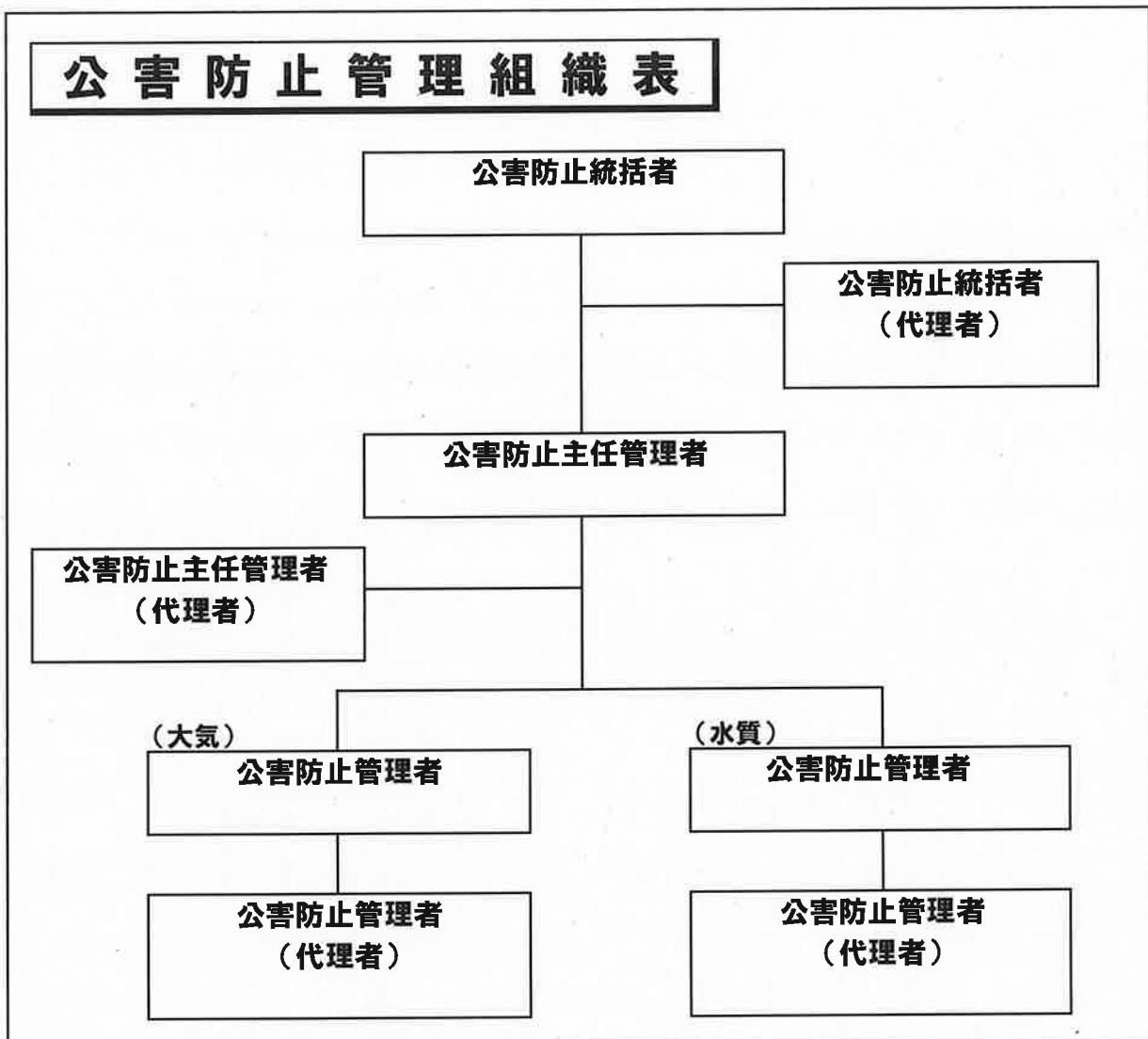
(産業廃棄物の種類：木くず)



## 産業廃棄物発生・処理工程



# 公害防止管理組織等一覧



# 廃棄物分別基準

置場	① 木くず	② ゴム・ビニール・プラスチック類 (青コンテナ)	③ 不燃物	④ フィルター類 その他処理困難物	⑤ 金属くず	⑥ 廃ウエス (青コンテナ)	⑦ コンクリートガラ	⑧ スラッジ(スケール)ドラム (油付着したもの)	⑨ 廃保温材
廃棄物名	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃パレット</li> <li>木枠梱包材</li> <li>その他木材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック類(食品容器除く)</li> <li>ビニールシート類</li> <li>ホース類</li> <li>ゴム製品類</li> <li>ウレタンシール類</li> <li>バイインダーファイル類</li> <li>長靴、皮手、CD・DVD</li> <li>安全靴</li> <li>作業着、防寒着、雨合羽</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロックウール系廃保温材</li> <li>グラスウール系廃保温材</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィルター類</li> <li>溶接棒くず</li> <li>陶磁器(茶碗等)</li> <li>グラインダー砥石</li> <li>ガス吸収缶</li> <li>網入りガラス</li> <li>安全帶</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属くず</li> <li>空缶(アルミ、スチール分別)</li> <li>保温板金くず</li> <li>その他小片金属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃ウエス(油付着ウエスを含む。)</li> <li>ただし、「硫化鉄付着廃ウエス等」については⑥スラッジドラムに示した処置をすること</li> <li>軍手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートガラ</li> <li>アスファルトくず</li> <li>レンガくず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>油付着物 A: 油付着マット、油付着ウエス 油付着手袋(ニール・ゴム・皮製) 油付着シート類、油付着ビニール類 油付着ゴム類、動植物油</li> <li>B: タンクスラッジ、SDMスラッジ、廃触媒、油砂、油脂</li> <li>C: 硫黄含有廃棄物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケイ酸カルシウム系廃保温材</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃パレットは指定場所に廃棄すること。</li> <li>袋に詰めている物は袋から出して廃棄すること。</li> <li>プラスチック、紙類が付着している物は取り除くこと。</li> <li>箱物は漬して廃棄すること。</li> <li>長い物は50cm以下に切断すること。</li> <li>木製ハサ、竹ホウキを廃棄する場合は50cm以下に切断し、紙くずコンテナへ入れること。</li> <li>5寸以上の釘、ボルト等は抜き取ること。</li> </ul> <p>油が滴るくらい多量に油の付着している物は廃棄しないこと。 空き缶、空きビンは所定の置場に廃棄すること。 シート類は墨で紐等で束ねて廃棄することまた、大きさはセメント袋程度以下とすること。 ホース等の長い物は1m以下に切断するか、紐等で束ねること。 金属は取ること。 小さいクッション材等は袋に入れ飛散しないようにすること。 プラスチック類の容器等は内容物を取り除き洗浄して廃棄すること。 バラ物は45L以下の袋に入れること。 バイインダーファイル類は金具を取って廃棄すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>油が滴るくらい多量に油の付着している物は廃棄しないこと。 空き缶、空きビンは所定の置場に廃棄すること。 シート類は墨で紐等で束ねて廃棄することまた、大きさはセメント袋程度以下とすること。 ホース等の長い物は1m以下に切断するか、紐等で束ねること。 金属は取ること。 小さいクッション材等は袋に入れ飛散しないようにすること。 プラスチック類の容器等は内容物を取り除き洗浄して廃棄すること。 バラ物は45L以下の袋に入れること。 バイインダーファイル類は金具を取って廃棄すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>油の付着している物は廃棄しないこと。 空き缶、空きビンは所定の置場に廃棄すること。 シート類は墨で紐等で束ねて廃棄することまた、大きさはセメント袋程度以下とすること。 ホース等の長い物は1m以下に切断するか、紐等で束ねること。 金属は取ること。 小さいクッション材等は袋に入れ飛散しないようにすること。 プラスチック類の容器等は内容物を取り除き洗浄して廃棄すること。 バラ物は45L以下の袋に入れること。 バイインダーファイル類は金具を取って廃棄すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型パイプ、ボルト等は工務グループが指定するスクランプ置場に搬入すること。 スプレー缶は穴を開けてから廃棄すること。 塗料が残っている場合取り除き洗浄し缶は漬して廃棄すること。 油が滴るくらい多量に油が付着したものは、⑥のスラッジドラム置場に搬入すること。</li> <li>吸着マット、シート類、ビニール類、ゴム類及び手袋(ビニール・ゴム・皮製)等は絶対に混在させて廃棄しないこと。 廃ウエスは、ビニール袋(45L以下)へ入れて廃棄すること。 レンガくずはフレコン袋に入れ廃棄すること。 ※鉄錆くずは廃棄しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50cm以下に碎いて廃棄すること。(置場にて碎く場合は環境安全グループへ連絡し確認すること。) 土嚢袋等に入れての廃棄はしないこと。 レンガくずはフレコン袋に入れ廃棄すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼製ドラム缶へのスラッジの詰め込み量は70~80%とし、番線、ウエス等を絶対に混入させないこと。 止むを得ず番線、ウエス等を混入させた場合は環境安全グループへ連絡し指示を受けること。 油付着物は、A、B、Cの種類毎に鋼製ドラム缶に入れること。 ※油付着物とは、油が滴るくらい多量に付着したものという。 ※シート、ビニール、ゴムは、45Lのビニール袋に入れるかまたは結束してドラム詰めすること。 ※油付着物Cおよびその他の付着物については、環境安全グループへ連絡し指示を受けること。 詰込み天切り鋼製ドラム缶を用いて、バンド掛けを行い密閉すること。 ※詰込み責任者が内容物を確認後に密閉すること。 鋼製ドラム缶を置場に搬入するときは環境安全グループ「廃棄物搬入連絡書」を提出し、搬入先の看板記号を確認後、ドラム缶専用ステッカーに必要事項を記入し天切りの蓋に貼付けすること。 (ステッカーへの記入は油性ペンを使用すること。) 「硫化鉄スケール」と「硫化鉄付着廃ウエス等」は、それぞれ分別し、鋼製ドラム缶に入れ、発火防止のため必ずビニール袋で養生し水封すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿を含有しない廃保温材に限る。</li> <li>工事担当グループに「廃保温材搬出場への届出書」を提出し、石綿を含有していないとの承認を得てから環境安全グループに提出し、搬入の了解を得ること。</li> <li>廃棄は、フレコン袋またはコンテナとする。</li> <li>油の付着した物は搬入しないこと。</li> <li>番線、板金等は取り除くこと。</li> <li>ビニール袋は取ること。</li> </ul>		

【特に下記の6点は徹底してください】

置場	⑩ 紙くず (青コンテナ)	⑪ ダンボール (小屋内)	⑫ 廃螢光灯 (小屋内ボックス)	⑬ 廃乾電池 (ドラム缶)	⑭ 廃ガラス (フレコンバッグ)	⑮ 廃プラスチック 等	⑯ 廃触媒等 (油付着無いもの)	⑰ ペットボトル (コンテナ)	⑱ 特定有害産業廃棄物 (第5保管倉庫)
廃棄物名	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙くず</li> <li>食品容器のプラスチック類</li> <li>その他可燃の一般廃棄物</li> <li>生活生ゴミ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダンボール類</li> <li>サンドblast袋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃螢光灯</li> <li>水銀灯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃乾電池</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガラスびん</li> <li>理化学用ガラス器具</li> <li>食器・装飾用ガラス容器</li> <li>板ガラス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃ブラックサンダ</li> <li>廃珪砂(プラスチック材)</li> <li>廃ガーネット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SDM廃触媒</li> <li>廃白土</li> <li>イオン交換樹脂</li> <li>溶接スラグ</li> <li>タンクサビ等のサビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットボトル (リサイクル回収)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃石綿含有廃棄物</li> <li>廃PCB</li> <li>廃水銀廃棄物</li> <li>その他有害廃棄物 (有害発試薬類、有害物質含有廃触媒等)</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダンボールは、⑪に廃棄すること。</li> <li>食品容器等は内容物を取り除き洗浄して廃棄すること。</li> <li>缶、金属類、空きビン等のガラス類、ウエス等を混在させて廃棄しないこと。</li> <li>紐等で結束出来ない物は全て45L以下の透明のビニール袋に入ること。</li> <li>コンテナが満杯の場合はコンテナ北側の小屋の中に入れること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニール、緩衝材は取り除き廃棄すること。また、ゴミ等を入れて廃棄しないこと。</li> <li>ダンボール、袋等の内容物は取り除くこと。</li> <li>サンドblast袋でビニールの内袋を使用しているものは紙くずに廃棄すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃螢光灯は、割らないこと。</li> <li>廃螢光灯以外の物は絶対にボックス内には入れないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃乾電池以外は絶対にドラム缶へ入れないこと。</li> <li>廃業の際は、両極を絶縁テープで絶縁すること。</li> <li>碎くことはせず廃棄すること。</li> <li>※セロテープ可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付着物及び内容物は取り除き、水できれいに洗浄すること。</li> <li>フタ等の金属、プラスチック類は取り外すこと。</li> <li>碎くことはせず廃棄すること。</li> <li>網入りガラスは、④のその他に廃棄すること。</li> <li>板ガラスは環境安全グループに確認すること。</li> <li>陶磁器類は、廃棄しないこと。(その他置場へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>碎石、枯草、ビニール等は取り除くこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記廃棄物を置場に搬入するときは環境安全グループに「廃棄物分別廃棄連絡書」を提出すること。</li> <li>油が付着した廃触媒をフレコンバッグにて搬入するときは、油の滲みが無いようにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容物を捨てた後、水洗する。</li> <li>キャップを取り外す。</li> <li>※キャップは再資源化できる別途回収する。</li> <li>ラベルを剥がす。</li> <li>透明のビニール袋(70~80L)に入れること。</li> </ul>	